

「江戸川区公共の場所における迷惑行為の防止に関する条例（案）」

の意見募集結果について

「江戸川区公共の場所における迷惑行為の防止に関する条例（案）」に関する意見募集手続きは、令和5年9月15日から9月28日までの期間で行いました。その際、5名より計5件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

- (1) 意見募集期間
令和5年9月15日から9月28日までの間
- (2) 周知方法
 - ア 区公式ホームページに掲載
 - イ 令和5年9月15日号の「広報えどがわ」に掲載
土木部施設管理課窓口にて閲覧用の印刷物を設置
- (3) 意見の提出方法
 - ア 区公式ホームページ
 - イ 持込み又は郵送
- (4) 提出先
土木部施設管理課道路監察係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見	区の考え方
1	住宅地の公道についても「違法駐輪」を許す事ない条例こそ、公共意識が高まるきっかけとなる。	区道等の放置自転車については、引き続き「江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき、対応を行って行きます。
2	篠崎駅近くの信号のない横断歩道で、夜間に車が一時停止せず、歩行者妨害となっています。	歩行者優先の周知や一時停止を促す看板の設置などを通じて、注意喚起を行っていくとともに、警察署とも情報共有を行っていきます。
3	親水公園内で自転車を走行している人が結構たくさんいる。スピードもでていて危ない。	公園内での自転車走行は、「江戸川区立公園条例」により禁止事項となっています。利用者への注意喚起、啓発を行っていきます。
4	素晴らしいことだと思う	良好な公共の場所の保全に努めていきます。
5	親水公園でスケートボードを行い、深夜でも大きな音を出している。	公園内で周囲の迷惑となる騒音を出す行為は、「江戸川区立公園条例」により禁止事項となっています。利用者への注意喚起、啓発を行っていきます。